## 生徒の出席停止について(通知)

富士川町立増穂中学校

この度、感染症に罹患したという連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止をお知らせします。出席が可能になるまで、ご家庭において充分休養されますようお願いいたします。

再登校の際には、下の『登校届』を記入し、学校に提出して下さい。

\*インフルエンザの場合は別様式がありますのでそちらをご使用ください。

病名と出席停止の期間			
	病  名	出席停止期間	
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、ペスト、		
	マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、	治癒するまで	
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス		
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌	
		性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身の症	
		状が良好になるまで	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の伝染病	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	伝染性紅班(リンゴ病)、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、 手足口病、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、		
	流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、伝染性軟属腫(水いぼ)、 伝染性膿痂疹(とびひ)		

• • • • • • • • • • • • •	<ul><li>切り離さずにこのまま提出して下さい。</li></ul>	• • • • • • • • • • • • • • •
---------------------------	--------------------------------------	-------------------------------

## 登校届

<u>年組番氏名</u>

病名

主治医に治癒したと診断してもらいましたので、 令和 年 月 日より登校します。

受診した医療機関名

保護者氏名

**(1)**